

総社市告示第 8 4 号

総社市有害鳥獣捕獲報奨金交付要綱（平成 1 7 年総社市告示第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

平成 2 7 年 6 月 1 9 日

総社市長 片 岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
報奨金の種類	交付対象者	要件	交付限度額	申請時期	報奨金の種類	交付対象者	要件	交付限度額	申請時期
略					略				
2 イノシシ・シカ一斉許可捕獲報奨金	市内において鳥獣捕獲許可者で編成する駆除班	<u>岡山県有害獣捕獲強化対策事業実施要領（平成 2 7 年 3 月 3 1 日付け農振第 6 8 1 号）</u> の期間内に市内で捕獲したイノシシ又はシカ	イノシシ又はシカ 1 頭につき 8, 0 0 0 円。ただし、有害鳥獣捕獲許可の捕獲頭数以内	要件に該当する期間に捕獲したものについて随時	2 イノシシ・シカ一斉許可捕獲報奨金	市内において鳥獣捕獲許可者で編成する駆除班	<u>岡山県有害獣捕獲強化緊急対策事業実施要領（平成 2 4 年 3 月 2 2 日付け農振第 6 4 1 号）</u> の期間内に市内で捕獲したイノシシ又はシカ	イノシシ又はシカ 1 頭につき 8, 0 0 0 円。ただし、有害鳥獣捕獲許可の捕獲頭数以内	要件に該当する期間に捕獲したものについて随時

附 則

この告示は、公布の日から施行する。